

業務継続計画（BCP）とは

～子どもや利用者の安定した生活を継続して支えるために～

日時：令和5年2月10日

BCP とは？

大地震などの自然災害、感染症のまん延、テロ等の大事件、大事故、サプライチェーン(供給網)の途絶、突発的な経営環境の変化など不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、または中断しても可能な限り短い時間で復旧させるための方針、体制、手順などを示した計画のこと

BCPの義務化・・・令和6年度(2024年)までにBCPの策定が必要(令和6年3月31日まで)

⇒業務継続のために平時から準備・検討しておくべきことや、発生時の対応などをまとめたBCPの作成が重要

※当該計画等の策定・研修の実施・訓練（シミュレーション）の実施などが義務付けられた
(3年 2021年～2024年 経過措置期間あり)

策定するための検討事項（最低限のサービス提供の維持するために）

- ・緊急時の人員招集方法 ・優先的に継続する業務を絞る
- ・飲料水 ・食料 ・衛生用品(マスク、防護服など)
- ・冷暖房設備 ・空調設備 ・移動用の燃料の確保

※課題

自治体との連携 不足分の補い方 等

策定するためのポイント

- ①事業所内を含めた関係者との情報共有、役割分担、判断ができる体制の構築
- ②感染者（疑い）が発生した場合の対応
- ③職員確保
- ④業務の優先順位の整理
- ⑤計画を実行できるよう普段から周囲、研修、訓練

障がい福祉サービス事業者に求められる役割

利用者の安全確保

サービスの継続

職員の安全確保